

## 新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的にPCR検査を希望する者（行政検査対象者及び保険診療による検査対象者並びに県による他の行政支援による検査対象者を除く。以下「PCR検査希望者」という。）が安価に検査できる体制を構築するため、検査機関が行うPCR検査希望者に対する検査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす検査機関とする。

- (1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に基づき、県内において衛生検査所として登録されている検査機関
- (2) 県内にPCR検査希望者に対する検査を実施するための施設を有する検査機関
- (3) 直接検査を受け付ける窓口の設置、郵送（検体の輸送を行う場合は、検体の輸送を行う事業者等が求める条件を遵守し適切に対応すること）等により県内全域から検査を受け付ける体制を構築できる検査機関
- (4) 概ね24時間以内に検査結果を本人及び沖縄県に対して報告できる検査機関
- (5) 県内の医療機関等と提携し、当該医療機関が検査結果を基に診断し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づき、県知事等へ発生届の提出ができる体制を構築している検査機関
- (6) 県から補助金を受ける前の検査費用及び補助金を受けた後の検査費用（補助金を受けた後の検査費用にはPCR希望検査者の自己負担額を必ず設定すること。ただし、市町村等が自己負担額を補助する場合は、県からの補助金、市町村等からの補助金を整理のうえ、検査費用を設定すること）を設定できること並びに当該検査費用を公表することができる検査機関

(交付の対象となる事業等)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行うPCR検査希望者（県内に生活の本拠を有する者を対象とする。）に対するPCR検査（行政検査及び保険診療の適用対象となる検査並びに県による他の行政支援による検査を除く）とする。ただし、PCR検査以外の検査であっても知事が適当と認める検査は対象とすることができるものとする。

- 2 補助の対象期間は、県内における新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政検査等の状況を勘案し、知事が別に定める。

(補助対象経費等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の算定方法）

**第5条** 補助金の交付額は、別表で定める補助対象経費と基準額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 第2条第1項第5号の県内の医療機関等と提携したことを証明することができる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

**第7条** 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

（交付申請の取り下げ）

**第8条** 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

**第9条** 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

**第10条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ない。

(実施状況報告)

**第11条** 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績報告総括表
- (2) 実績報告内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第13条** 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金返還命令通知書（様式第7号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

**第14条** 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第15条** 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次

に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

**第16条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

**第17条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有

する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。施行前に交付を決定した補助金に係る補助対象経費及び基準額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。施行前に交付を決定した補助金に係る補助対象経費及び基準額については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費	基準額	補助率
<p>県から補助金を受ける前のPCR検査費用(検体の輸送費を含み、陰性証明書の発行に要する経費は含まない。以下同じ。)と補助金を受けた後のPCR検査費用(市町村等が自己負担額を補助する場合、市町村等が補助する前の検査費用とする)との差額を補助対象経費とする。</p> <p>ただし、県から補助金を受ける前のPCR検査費用が10,000円(輸送費を含まない場合は、8,000円)未満の場合、当該検査費用から自己負担額(自己負担額が2,000円を下回る場合は、2,000円とする。)を控除した額を補助対象経費とする。</p>	<p>(令和3年6月まで) PCR検査1回(1人)につき、8,000円(輸送費を含まない場合は、6,000円)</p> <p>ただし、PCR検査以外の検査であって知事が適当と認める検査については、別に定める額</p> <p>(令和3年7月から) PCR検査1回(1人)につき、5,000円(輸送費を含まない場合は、3,000円)</p> <p>ただし、PCR検査以外の検査であって知事が適当と認める検査については、別に定める額</p>	<p>10/10</p>